



2026年7月17日

各 位

会 社 名 株式会社 山 大

代表者名 代表取締役社長 高橋 暢介

(コード番号：7426 東証スタンダード)

問合せ先 管理部部長 加藤 誠

(TEL 0225-93-1111)

臨時株主総会招集のための基準日の取消し及び再設定に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日に公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2026年9月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のために、2026年7月22日（水）を基準日として定めておりましたが、ナイス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が公表した2026年7月13日付「株式会社山大（証券コード：7426）に対する公開買付けに係る公開買付期間延長のお知らせ」に記載のとおり、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の期間が2026年7月28日まで延長されたことに伴い、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために、定めた基準日を取り消すとともに、2026年9月下旬に開催予定の臨時株主総会の招集のための基準日を再設定することについて下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年8月11日（火曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

(1) 基準日：2026年8月11日（火曜日）

(2) 公告日：2026年7月27日（月曜日）

(3) 公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.yamadai.com>

2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案等について

当社は、2026 年 6 月 1 日に公表した「ナイス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(その後の変更を含みます。)においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者が、2026 年 6 月 2 日に開始した当社株式に対する本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の процедуруを実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の 90%以上となり、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定であり、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づく当社株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等については、決定次第改めてお知らせいたします。他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できた場合、又は (iii) 本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の 90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上